

しまね国際観光推進協議会「電話通訳サービス」概要について

1. サービスの目的

電話を介し、観光客及び観光・宿泊施設が言葉で困った際に使える安心の通訳サービスを提供することによって、外国人観光客受け入れに積極的に取り組む体制を整える。

2. サービス適用範囲

構成員市町村内（吉賀町を除く18市町村）にある飲食店・観光施設・宿泊施設等、外国人観光客の来訪が見込める施設。

（登録可能施設300施設）

3. 対象言語

英語、韓国語、中国語

4. サービス利用可能時間

24時間

5. サービス利用可能期間

お申し込みの日から

6. サービス利用方法

申込書に必要事項を記入し、しまね国際観光推進協議会事務局に申込む。

申し込み後、事務局よりコールセンターの電話番号、利用マニュアルを送付する。

（実際にサービスを利用する場合のイメージは別添のとおり）

7. 委託先

株式会社ブリックス -BRICKs Corporation-

東京都新宿区新宿 4-3-17

8. その他

- (1) 本サービスは外国人観光客来訪時に対面で会話をする際に利用するものであって、電話のみ、又はメール等の翻訳などに利用するものではありません。
- (2) 急病やチェックイントラブル等、複雑な通訳を必要とする場合に利用してください。
- (3) 通訳は一般常識程度の内容にとどまります。専門用語などは平易な言葉でお伝えください。
- (4) コールセンターは双方が話した内容を「変えない・足さない・引かない」の3原則に基づき通訳します。
- (5) 本サービス利用の通訳にかかる料金は発生しませんが、コールセンターへの電話代金はご負担いただきます。（登録料も発生しません。）

しまね国際観光推進協議会事務局 花田 あて (添書不要)
(島根県観光振興課)
(FAX 0852-22-5580)

しまね国際観光推進協議会「電話通訳サービス」利用申込書

団体名、会社名	
住所	〒
ご担当者名	
連絡用電話番号	
連絡用 FAX 番号	
連絡用メールアドレス	

【留意事項】

- ・電話番号は本サービスの事務手続連絡用であり、同施設の他の電話番号からもサービスを受けることができます。
- ・お申し込み後、電話通訳サービスを利用するためのコールセンターの電話番号、マニュアルを送付します。
- ・別添のサービス概要をご確認のうえ、お申し込みください。